

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国土利用計画法及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律要綱

（傍線部分は、今回施行期日を定める分）

第一 国土利用計画法の一部改正

- 一 土地利用基本計画の作成等に要する経費の財源に充てるための交付金制度を廃止すること。

（第四十条関係）

- 二 その他所要の改正を行うものとする。

第二 都市再生特別措置法の一部改正

- 一 都市再生基本方針に定める事項に都市再生整備計画の作成に関する基本的な事項を追加すること。

（第十四条第二項関係）

二 都市再生整備計画に基づく特別の措置

1 都市再生整備計画の作成等

イ 市町村は、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域において

、都市再生基本方針等に基づき、当該公共公益施設の整備等に関する計画（以下「都市再生整備計画」という。）を作成することができるものとする。

（第四十六条第一項関係）

ロ 都市再生整備計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 都市再生整備計画の区域

(2) 都市再生整備計画の目標

(3) 目標を達成するために必要な事業に関する事項

(4) 事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事務又は事業に関する事項

(5) 計画期間

(6) その他国土交通省令で定める事項

（第四十六条第二項関係）

ハ ロの(3)及び(4)に掲げる事項には、市町村が実施する事業又は事務（以下1及び2において「事業等」という。）に係るものを記載するほか、必要に応じ、あらかじめ、その同意を得て、まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的として設立された特定非営利活動法人又は民法第三十四条の法人等が実施する事業等（市町村が当該事業等に要する経費の一部を負担してその推進を図るもの

に限る。）に係るものを記載することができるものとする。

（第四十六条第三項及び第四項関係）

二 口の(3)に掲げる事業に関する事項には、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得て、当該事業の実施のために必要な都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画（都道府県が定めることとされている都市計画で政令で定めるものに限る。）であつて3のイの(1)に基づき当該市町村が決定又は変更をすることができるもの（以下「市町村決定計画」という。）及び当該市町村による当該都市計画の決定又は変更の期限（以下「計画決定期限」という。）を記載することができるものとする。

（第四十六条第五項及び第六項関係）

ホ 口の(3)に掲げる事業には、あらかじめ、都道府県に協議し、その同意を得て、国道又は都道府県道の新設又は改築（都道府県が行うこととされているもので政令で定めるものに限る。）であつて3のハの(1)に基づき当該市町村が行うことができるものに関する事業（以下「市町村施行国道等事業」という。）を記載することができるものとする。

（第四十六条第七項及び第八項関係）

ヘ 都市再生整備計画は、都市計画法第六条の二の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、同法

第七条の二の都市再開発方針等並びに同法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれ、かつ、地方自治法第二条第四項の基本構想に即したものでなければならないものとする。

（第四十六条第九項関係）

ト 市町村は、都市再生整備計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県にその写しを送付しなければならないものとし、この場合において、当該都市再生整備計画に市町村決定計画及び計画決定期限を記載したときは、これらの事項を公告しなければならないものとする。

（第四十六条第十項関係）

## 2 | 交付金

イ 市町村は、交付金を充てて都市再生整備計画に基づく事業等の実施（特定非営利活動法人等が実施する事業等に要する費用の一部の負担を含む。）をしようとするときは、当該都市再生整備計画を国土交通大臣に提出しなければならないものとし、国は、市町村に対し、提出された都市再生整備計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、公共公益施設の整備の状況その他の事項を基礎として国土交通省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができ

るものとする。

（第四十七条第一項及び第二項関係）

ロ 交付金を充てて行う事業に要する費用については、道路法その他の法令の規定に基づく国の負担又は補助は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

（第四十七条第三項関係）

ハ 住宅地区改良事業等の実施に要する経費に交付金を充てた場合における住宅地区改良法等の規定の適用について、所要の規定を設けるものとする。

（第四十八条、第四十九条及び第五十条関係）

### 3 都市計画等の特例

#### イ 都市計画の決定等に係る権限の移譲等

(1) 市町村は、1のトの公告の日から計画決定期限が到来する日までの間に限り、都市再生整備計画に記載された市町村決定計画に係る都市計画の決定又は変更をすることができるものとし、その際、市町村（都市計画法第八十七条の二第一項の指定都市を除く。）は、同法第十八条第三項に規定する都市計画の決定又は変更をしようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならないものとする。

（第五十一条関係）

(2) (1)により市町村が決定又は変更をする都市計画には、当該都市計画に係る都市施設に関する都市計画事業又は市街地開発事業の施行予定者（当該市町村を施行予定者とするものに限る。）及びその期限を定めなければならないものとし、施行予定者が定められた都市計画は、これを変更して施行予定者を定めないものとする。こと及び当該市町村以外の者を施行予定者として定めることができないものとする。こと。

（第五十二条第一項及び第二項関係）

(3) (2)については、市町村が決定又は変更をする都市計画に密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百八十一条第一項の規定により当該市町村が施行予定者として定められた場合には、適用しないものとし、この場合において、当該都市計画を変更して当該市町村以外の者を施行予定者として定めることができないものとする。こと。

（第五十二条第三項関係）

(4) (2)により施行予定者として定められた市町村は、その期限までに、事業認可の申請をしなければならぬものとする。こと。

（第五十三条関係）

## ロ 都市計画の決定等の要請

(1) 市町村（都市計画法第八十七条の二第一項の指定都市を除く。）は、都道府県に対し、都市再

生整備計画に記載された事業の実施に関連して必要となる地域地区に関する都市計画（都道府県が定めることとされているもののうち政令で定めるものに限る。）の決定又は変更をすることを要請することができるとし、この場合においては、当該要請に係る都市計画の素案を添えなければならぬものとする。

（第五十四条関係）

(2) 都道府県は、(1)による要請（以下「計画要請」という。）が行われたときは、遅滞なく、計画要請を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要があるかどうかを判断し、当該都市計画の決定又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならないものとする。

（第五十五条関係）

(3) 都道府県は、計画要請を踏まえた都市計画（当該計画要請に係る都市計画の素案の内容の全部を実現するものを除く。）の決定又は変更をしようとする場合において、都市計画の案を都道府県都市計画審議会に付議しようとするときは、当該都市計画の案に併せて、当該計画要請に係る都市計画の素案を提出しなければならないものとする。

（第五十六条関係）

(4) 都道府県は、計画要請を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要がないと判断したときは

、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画要請をした市町村に通知しなければならないものとし、その際、あらかじめ、都道府県都市計画審議会に当該計画要請に係る都市計画の素案を提出してその意見を聴かなければならないものとする。

（第五十七条関係）

## 八 道路整備に係る権限の移譲等

(1) 市町村（道路法第十七条第一項の指定市を除く。以下八において同じ。）は、都市再生整備計画の計画期間内に限り、都市再生整備計画に記載された市町村施行国道等事業に係る国道又は都道府県道の新設又は改築を行うことができるものとし、その際、国道又は都道府県道の新設又は改築に関する工事を行おうとするとき、及び当該新設又は改築に関する工事の全部又は一部を完了したときは、その旨を公示しなければならないものとする。

（第五十八条第一項及び第三項関係）

(2) 市町村は、国道の新設又は改築を行おうとする場合においては、軽易なものを除き、国土交通大臣の認可を受けなければならないものとする。

（第五十八条第二項関係）

(3) 市町村は、(1)により国道又は都道府県道の新設又は改築を行う場合においては、当該道路の道

路管理者に代わってその権限を行うものとし、当該新設又は改築に要する費用は、当該市町村の負担とするものとする。

(第五十八条第四項及び第五項関係)

(4) 市町村が道路管理者に代わってした処分に不服がある者は、国土交通大臣に対して行政不服審査法による審査請求をすることが出来るものとし、この場合においては、当該市町村に対して異議申立てをすることも出来るものとする。

(第五十九条関係)

(5) (1)から(3)までにより国道に関して市町村が処理することとされている事務(費用の負担及び徴収に関するものを除く。)は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とするものとする。

(第六十条関係)

(6) (3)により道路管理者に代わってその権限を行う市町村は、道路法第八章(罰則)の規定の適用については、道路管理者とみなすものとする。

(第六十一条関係)

4 | その他所要の改正を行うものとする。

### 第三 都市再生特別措置法の一部改正

#### 一 独立行政法人都市再生機構の業務の特例

独立行政法人都市再生機構は、市町村の委託（当該委託に係る契約が平成十九年三月三十一日までに締結されるものに限る。）に基づき、都市再生整備計画の作成に関する独立行政法人都市再生機構法第十一條第三項第五号の業務及び都市再生整備計画に基づく事業の促進を図るために必要な同号の業務を行うことができるものとする。

（第六十二條關係）

二 その他所要の改正を行うものとする。

#### 第四 施行期日その他

一 この法律は、平成十六年四月一日から施行すること。ただし、第二の改正規定は公布の日から起算して三月を超えない範囲内で政令で定める日から、第三の改正規定は平成十六年七月一日から施行するものとする。

（附則第一條關係）

二 その他所要の改正を行うものとする。

（附則第二條から第七條まで關係）